

令和 5 年 9 月 吉日

会員各位

(公社) 新潟県作業療法士会 事務局

2024 年度（令和 6 年度）の休会に関するご案内

現在、2024 年度（令和 6 年度）の休会手続きを受付しております。

届の提出締切は、令和 6 年 1 月 31 日まで（必着） 県士会事務局へ郵送ください。

令和 2 年 9 月 19 日の理事会において、新潟県作業療法士会「休会および復会規程」の変更が議決されました。改定された箇所につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 「休会および復会規程」第 3 条より、休会期間は 1 年間（年度単位）です。休会は最大で 5 回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができます。令和 3 年度休会を取得した場合、1 回目の休会と数えます。（それまでの休会は旧規程により回数に含みません）
2. 休会した正会員は、規程第 9 条「休会延長」または第 10 条「退会」の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会となります。
3. 休会を希望される方は、今年度の 1 月 31 日（今回の場合、令和 6 年 1 月 31 日）までに、理事会が定める休会届および休会理由の根拠となる第三者による証明書（様式は問わない）を提出してください。証明書の提出がない場合は、休会届は受理されません。
4. 旧規程において提出を必要としていた復会届は、休会年度途中からの復会を希望する方のみ提出となります。翌年度、復会を予定している方は、復会届の提出は不要です。

詳しくは、県士会ホームページの規約集に「休会および復会規程」が掲載されています。（県士会ホームページ>作業療法士会について>規約集）

今後、休会または復会を検討している方は、規程を十分にご確認ください。また、届各種（休会届・復会届・退会届）についても、同ページよりダウンロードできるようになっておりますので、届が必要な方は各自でご用意ください。

不明な点につきましては、県士会事務局までお問い合わせください。

以上

【問合せ先・書類提出先】

公益社団法人 新潟県作業療法士会 事務局

〒950-0872

新潟市東区牡丹山 3 丁目 1 番 11 号 三森ビル 301

TEL 025-279-2083 FAX 025-384-0018

MAIL ot-niigata.toki4721@helen.ocn.ne.jp